

住民の声を町政に 2会場で開催

去る十一月二十七日に、二本木公会堂において二本木地区町政懇談会、十一月二十九日には、小杉コミュニティセンターにおいて小杉地区町政懇談会が開催されました。懇談会には、町長ほか各担当課長等が出席、地元からは区長さんをはじめ多くの住民の方々が出席され、次のような要望や質問、意見交換が行われました。

二本木地区

町政懇談会

- ・コミュニティセンターの建設
- ・降雨による水害対策
- ・横木農道の進捗状況と今後について

小杉地区

町政懇談会

- ・団地内の排水溝工事の継続工事について
- ・第四次総合計画と二本木地区の関連
- ・大外環状線及び下水道の進行状況
- ・道路の拡幅舗装整備
- ・ガードレール設置、防犯灯の新設
- ・旧阿賀用水路埋立地植栽計画
- ・コミュニティセンター構内の自転車置場の設置
- ・家畜農家に対する環境衛生の指導

三浦先生、ご苦労さまでした 横越診療所の歴史に幕

三浦五郎医師が高齢を理由に平成十年十二月二十日をもって



横越診療所と木津二本木出張所を閉鎖しました。
三浦医師は、昭和二十七年に村直営の木津二本木診療所に赴任され、昭和三十八年に村内すべての直営診療所が廃止されたのに伴い、横越診療所で委託開業しました。その後、旧双葉保育園の一角で木津二本木出張所

左官業の振興に 尽力 県知事表彰に 石井 十榮さん



石井十榮さん（沢海上・七十歳）が、一般功労（土木）の部門で十一月五日に新潟県知事より表彰されました。

石井さんは、若い時より左官業の技術を磨き、これまで職業訓練校での指導、技能検定の実

を開設し、二か所で住民の診察に当たりました。そのほか、各家庭での往診や校医・乳幼児健診、予防接種など、住民の健康に尽力されました。

「これまでを振り返ると、いろいろなことがあり、みなさまには大変お世話になりました」と話されていました。
三浦先生、長い間ご苦労さまでした。

行委員長などを務めました。現在は県左官同業会常任理事の要職にあり、この度、五十年以上の永きにわたり左官業に携わってきた業績と業界の人材育成、技術の向上、振興などに尽力された功績に対し表彰されたものです。
(受賞のことば)

11月資源ごみ収集実績

空きびん	6.1t
空き缶	4.3t
古紙	20.7t
合計	31.1t

1月資源ごみ収集日

地区	収集日
横越・川根谷内	5日(火)
	19日(火)
その他の地区	7日(木)
	21日(木)

ボランティア二本木の会 「真柄福祉賞」を受賞



障害者週間（十二月三日〜九日）にちなみ、県内の障害者福祉に貢献したボランティア活動として、「ボランティア二本木の会」

の会（代表 酒井勉さん）が、財団法人 真柄福祉財団の「真柄福祉賞」を受賞しました。
ボランティア二本木の会は、平成四年のグループ結成以来、視覚重複障害者施設「のぎくの家」協力ボランティアグループとして、のぎくの家の商品回収事業をはじめとする様々な事業へ積極的に取り組み、その活動が認められ、十二月九日に財団より表彰されました。

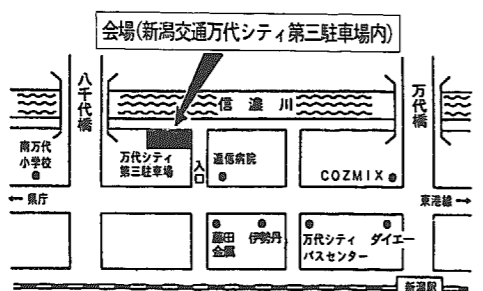
申告と納税は、正しく、お早めに 申告書は自分で書いて郵送で

平成十年分の所得税・町県民税・個人事業税の申告書の受付と申告相談が、二月十六日(火)から始まります。
申告期限と、所得税の納付期限は三月十五日(月)です。
申告書の提出は郵送でも受け付けています。
▼あて先 〒九五一一八六八五 新潟市宮所通二番町六九二番地の五 新潟税務署
▼問い合わせ 新潟税務署 ☎二二九一一二五一一

成十年中の所得金額の合計額から、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額を超える人
② 給与所得者で次のいずれかの要件などに当てはまる人
イ 給与の年収が二十万円を超える人
ロ 二か所以上から給与をもらっている人
ハ 一か所から給与の支払いを受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得が二十万円を超える人
ニ 同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている人

申告会場

◎八千代特設会場(万代シティ第三駐車場内)左図参照
住宅取得控除・医療費控除等の還付申告・年金受給者・不動産



※八千代特設会場は万代シティ第三駐車場内にあります。無料駐車券[1時間分]を用意していますのでご利用ください。
なお、税務署会場は、駐車場が狭いため車での来場はご遠慮ください。

還付申告と 営庶業所得者の 納税相談

町では、還付申告や初めて営業をやられた方々の納税相談を、確定申告期前等の次の日程で行いますのでご利用ください。

還付申告の納税相談
「公的年金控除」「医療費控除」「住宅取得等特別控除」で還付申告をされる方
▼日時
二月十日(水)・十二日(金)
午前九時〜十一時
午後一時〜四時
▼会場 役場多目的ホール
※ 添付書類などの詳しいことについては、今月号のチラシをご覧ください。

特別減税を お忘れなく

平成十年分の所得税について特別減税が実施されます。
この特別減税額は、当初分の追加分合わせて本人三万八千円、扶養親族等一人につき一万九千円です。
平成十年分の所得税額が右記の合計額を下回る額ときは、その額が減税額になります。
確定申告の際は、特別減税の適用をお忘れのないようお願いいたします。

営庶業所得者の 納税相談

▼日時 二月十九日(金)
午前九時〜十一時
午後一時〜四時
▼会場 役場多目的ホール
なお、農業所得及び住民税の申告と納税相談については、二月号でお知らせします。
また、譲渡所得や指定期日以外の営庶業所得者は、新潟税務署で申告して下さい。

確定申告が必要な人

次のような人は確定申告をしなければなりません。
① 事業を行っている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、平



など